Kaiyo Sailing Days

いちご一会とちぎ国体 セーリング競技愛知県予選会 少年男子 420 クラス. 少年男子レーザーラジアル/ILCA6 クラス 少年女子 420 クラス. 少年女子レーザーラジアル/ILCA6 クラス 成年女子レーザーラジアル/ILCA6 クラス

Sailing Instructions

略語

- [SP] レース委員会が審問無しに標準ペナルティーを適用することができる規則を意味する。これは規則63.1及びA5を変更している。レース委員会はその規則の違反を抗議することもでき、その場合は審問を経てプロテスト委員会の裁量でペナルティーが決定される。
- [NP] 艇による抗議の根拠とならないことを意味する。これは規則 60.1(a) を変更している。
- 1. 選手とのコミュニケーション
 - 1.1 競技者への通告は、大会 web サイトに掲示される。大会 web サイトの更新についての情報など、愛知県ヨット連盟レースマネジメント委員会 LINE 公式アカウントにて通知される。ただし、この通知は参考であり、正式な通告は公式掲示板を確認すること。大会 web サイトへの掲示不備、LINE 公式アカウントの通知不備については、艇からの救済の根拠とはならない。これは規則 60.1(b) を変更している。
 - 1.2 レガッタ・オフィスは、競技運営棟(西棟)事務室に位置する。
 - 1.3 [DP] レース中、緊急の場合を除き、艇は、音声やデータを送信してはならず、かつ、すべての艇が利用できない音声やデータ通信を受信してはならない。

2. 帆走指示書の変更

帆走指示書の変更は、その日の最初のレースのスタート予告信号予定時刻の 60 分前までに掲示される。ただしレース日程の変更については、発効する前日の 18 時までに掲示される。

- 3. 陸上で発する信号
 - 3.1 陸上で発する信号は、レガッタ・オフィス南側の信号柱に掲揚する。
 - 3.2 回答旗が陸上で掲揚された場合、規則 レース信号「回答旗」の"予告信号は、降下の1分後に発する。"の1分後を、30分以降に置き換える。
 - 3.3 音響 1 声と共に掲揚される H 旗は、「安全上の理由で出艇を禁止する。」を意味する。艇は H 旗が降下されるまでハーバーを離れてはならない。

4. クラス旗

クラス旗は次のとおりとする。

420白地に水色の 420 の形象レーザーラジアル/ILCA6緑地に赤色のレーザーの形象

5. コース

予告信号以前に、レース委員会信号艇のスターンに、最初のレグのおおよそのコンパス方位、最初 のマークまでのおおよその距離を掲示する。

6. マーク

- 6.1 マーク 1、4s および 4p は、蛍光オレンジ色の円筒形のブイとする。
- 6.2 スタート・マークおよびフィニッシュ・マークは、レース委員会艇とする。
- 6.3 指示8にあるコースの次のレグを変更するマークは、蛍光黄色の円筒形のブイとする。

7. スタート

- 7.1 規則レース信号「オレンジ旗」に以下を追加する。
 - レースが間もなく始まることを艇に注意喚起するために、予告信号を発する5分前までに、 レース委員会信号艇に音響1声と共に「オレンジ旗」を掲揚する。
- 7.2 スタート・ラインは、スタート・マーク上でオレンジ旗を掲揚しているポールの間とする。
- 7.3 420 は少年男子と少年女子を同時スタート、レーザーラジアル/ILCA6 は少年男子と少年女子および成年女子を同時スタートとする。
- 7.4 スタート信号後4分より後にスタートする艇は、「スタートしなかった(DNS)」として記録される。これは規則 A5.1、A5.2 を変更している。
- 7.5 レースが再スタート、または再レースとなった場合に掲示される規則 30.4 に違反した艇のセール番号は、次のレースの予告信号以前にレース委員会信号艇のスターボード・サイドに掲示される。
- 7.6 指示 7.5 以外で、スタート時に UFD または BFD と記録された艇のセール番号を、レース委員会信号艇のスターボード・サイドに掲示される。この掲示の不備に関して、艇からの救済の根拠とはならない。これは規則 60.1 (b) を変更している。

8. コースの次のレグの変更

コースの次のレグを変更するために、レース委員会は元のマーク(またはフィニッシュ・ライン)を新しい位置に移動する。

9. フィニッシュ

フィニッシュ・ラインは、フィニッシュ・マーク上で青色旗を掲揚しているポールの間とする。

- 10. タイム・リミットとターゲット・タイム、およびフィニッシュ・ウィンドウ
 - 10.1 タイム・リミットとターゲット・タイム、及びフィニッシュ・ウィンドウは次の通りとする。

クラス	タイム・	マーク 1 のタイ	フィニッシュ・	ターゲット・
	リミット	ム・リミット	ウィンドウ	タイム
420	60 分	25 分	10分	40 分
レーサ゛ーラシ゛アル/ILCA6	70 分	25 分	10 分	45 分

- 10.2 マーク 1 のタイム・リミット内に 1 艇もマーク 1 を通過しそうもない場合、レース委員会はそのレースを中止することができる。これは規則 32.1 を変更している。
- 10.3 ターゲット・タイムどおりにならなくても救済要求の根拠とならない。これは規則 62.1(a) を変更している。
- 10.4 最初の艇がコースを帆走してフィニッシュ後 10 分以内にフィニッシュしない艇は、審問な しに「フィニッシュしなかった(DNF)]と記録される。これは規則 35、A5.1、A5.2 を変更し ている。

11. ペナルティー方式

- 11.1 「SP] と記載された帆走指示書の規則の違反に対する標準ペナルティーガイドラインは、5 月 1日(日)17:00 までに掲示される。標準ペナルティーが課せられた艇は、得点略語「STP」を用いて記録される。これは規則 A10 を変更している。
- 11.2 規則 T1 に基づく「レース後のペナルティー」を履行した艇は、得点略語「PRP」を用いて記録される。これは規則 A10 を変更している。
- 11.3 レース公示の規則、およびクラスルール違反に対するペナルティーは、プロテスト委員会が 裁量により失格より軽減することができる。

12. 審問要求

- 12.1 抗議書はレガッタ・オフィスで入手できる。抗議および救済、または審問再開の要求は、適切な時間内にレガッタ・オフィスに提出されなければならない。
- 12.2 抗議締め切り時刻はその日の最後のクラスの最終レースの終了時刻、またはレース委員会が「本日これ以上レースを行わない」という信号を発した時刻のいずれか遅い方の 60 分後とし、その時刻を公式掲示板に掲示する。これは規則 61.3 を変更している。
- 12.3 当事者であるか、または証人として名前があげられている審問に関わっている競技者に通告するために、抗議締め切り時刻から 15 分以内に通告を公式掲示板に掲示する。審問はプロテスト・エリアにて掲示された時刻に始められる。
- 12.4 規則 42 の違反によりペナルティーを課せられた艇のリストは、公式掲示板に掲示する。

13. 得点

- 13.1 420 は少年男子、少年女子の区別なく記録し、再計算は行わない。レーザーラジアル/ILCA6 は少年男子、少年女子、成年女子の区別なく記録し、再計算は行わない。
- 13.2 掲示されたレースまたはシリーズの成績について誤りがあると思われる場合、艇はレガッタ・オフィスにて入手することができる「得点照会申請書」を用いてレース委員会に照会を求めることができる。

14. [NP] 安全規定

14.1 出艇申告と帰着申告およびリタイア申告は、Google フォームを活用したチェック・アウト /チェック・イン・システムを用いる。

- 14.2 [SP] 選手は、出艇前の予告信号予定時刻の80分前から20分前までの間に、Google フォームに用意された出艇申告に関わる事項を入力し、送信しなければならない。また帰着後は、Google フォームに用意された帰着申告に関わる事項を入力し送信しなければならない。その日のレース終了後は、遅くとも抗議締切時間までに、帰着申告に関わる事項を入力し送信しなければならない。
- 14.3 [SP] 出艇しない艇は、出艇申告受付時間内に、またレースからリタイアする艇は帰着後速やかに、Google フォームに用意されたリタイアに関する事項を入力し送信しなければならない。このフォームへは大会ホームページからアクセスできる。また、レースからリタイアした艇は、可能であればコースを離れる前にレース委員会艇、またはプロテスト委員会艇にリタイアの意思を伝えなければならない。
- 14.4 レース委員会は救助を必要とすると判断した場合、競技者の意向に関わらず競技者を救助することができる。この強制救助は艇からの救済要求の根拠とはならない。これは規則62.1(a)を変更している。
- 14.5 レース委員会信号艇でH旗の上に回答旗、またはH旗の上にN旗が掲揚された場合、全ての 艇は速やかに陸上に戻り、陸上で更なる信号を待たなければならない。これは規則 レース 信号を変更している。

15. [NP] [DP] 装備の交換

- 15.1 損傷による修理交換、または紛失した装備の交換は、レース委員会の承認が必要であり、修理交換の要請は最初の適当な機会にレース委員会に伝えなければならない。
- 15.2 損傷した装備の交換は、損傷と交換の両方の装備をレース委員会に検査を受けて承認を受けるければならない。
- 15.3 損傷または紛失した装備の交換が海上の場合、帰着後最初の適当な機会に損傷した装備と 交換した装備の両方をレース委員会に提示し検査を受けなければならない。 その交換はレース委員会の承認を条件として、海上交換後に完了したレースにさかのぼっ て認められる。
- 16. [NP] [DP] 装備と計測のチェック

艇または装備は、規則に従っていることを確認するため、いつでも検査されることがある。

17. オフィシャル・ボートの標識

オフィシャル・ボートの標識は次のとおりとする。

レース委員会艇 「C」と白字で記された黒色旗 プロテスト委員会艇 「JURY」と白字で記された赤色旗

18. 支援艇

18.1 [NP] [DP] 支援艇は、出艇前にレガッタ・オフィス前の支援艇出着艇申告所に用意された 支援艇申告書にサインすると共に、傍受専用無線機の貸与を受けなければならない。貸与された無線機は、自然劣化を除き、貸与された状態を保全しなければならない。

- 18.2 [NP] [DP] 支援艇は、準備信号からレースが終了するまで、またはレース委員会がレースの延期あるいはレースの中止の信号を発するまで、艇がレースをするエリアに入ってはならない。艇がレースをするエリアとは、艇が帆走すると考えられるエリアから概ね 100m 外側を結んだ線の内側とする。
- 18.3 [DP] 支援艇は、指示 18.5 で規定された救助活動に従事する場合を除き、引き波の影響をレース中の艇に与えてはならない。
- 18.4 [DP] 支援艇は、レース委員会またはプロテスト委員会から、現在地よりさらに艇がレース をスルエリアから離れるよう指示された場合、直ちに従わなければならない。
- 18.5 規則 37 を以下の様に変更をする。

「レース委員会が音響 1 声とともに、レース委員会艇に V 旗を掲揚した場合、支援艇はレースをしているエリアを含む全てのエリアにおいて、危険な状態にある艇を可能な限り速やかに救助しなければならない。この場合、指示 18.2 の前段は適用されない。ただし、支援艇は艇に対して救助活動を除いた援助を与えてはならない。」

18.6 [NP] [DP] 支援艇は、帰着後に支援艇出着艇申告所に用意された支援艇申告書にサインするとともに、傍受専用無線を返却しなければならない。

19. ごみの処分

ごみは、支援艇、レース委員会艇、またはプロテスト委員会艇に渡してもよい。

20. リスク・ステートメント

規則3には『レースに参加するか、またはレースを続けるかについての艇の決定の責任は、その艇のみにある。』とある。大会に参加することによって、それぞれの競技者は、セーリングに内在するリスクがあり、潜在的な危険を伴う行動であることに合意し、認めることにある。これらのリスクには、強風、荒れた海、天候の突然の変化、機器の故障、艇の操船誤り、他艇の未熟な操船術、バランスの悪い不安定な足場、疲労による傷害のリスクの増大である。セーリング・スポーツに固有なのは、溺死、心的外傷、低体温症、その他の原因による一生消えない重篤な傷害、死亡のリスクである。

主催団体は、本レガッタの前後、期間中に生じた物理的な損害、または身体障碍もしくは死亡によるいかなる責任を負わない。